

令和6年度

**多良間村へき地教員宿舎新築工事**  
(建築工事兼電気・機械設備工事)

**特記仕様書**

**多良間村教育委員会**

## 1. 工事概要

(1) 工事名称：多良間村へき地教員宿舎新築工事（建築工事兼電気・機械設備工事）

(2) 工事場所：多良間村字仲筋423番地

(3) 工期：8カ月間

(4) 工事内容：a. 新築規模

・敷地面積 350.98 m<sup>2</sup> 建築面積 127.7 m<sup>2</sup>  
(RC造 地上2階、延床面積 227.35 m<sup>2</sup>)

b. 電気設備解体撤去

・照明器具等 一式

c. 機械設備解体撤去

・衛生器具等 一式

d. 敷地整備工事 一式

e. 家屋事前調査 一式

f. その他

・仕様書、設計図書に示す一切の工事

・建物に固定している備品の撤去処分は本工事に含む

## 2. 現場敷地の利用について

敷地内の作業通路、作業場、資材置場の設置場所及び位置、その他必要事項については、監督員と協議する。

## 3. 質疑

設計図書の内容に質疑のある場合の質問、回答は書面（FAX）で行う。

(1) 提出先 多良間村教育委員会

FAX:0980-79-2120 TEL:0980-79-2674

(2) 受付締切 令和6年 10 月 30 日 昼12時まで

回答日時 令和6年10月 31 日（木）

※質問者にはのみ文書で回答する。但し、重要な事項については、全社に通知する。

## 4. 工程会議

監督員と協議の上適宜開催する

## 5. 現場技術員

現場には次の技術員を配置させること。

(1) 現場代理人：工事契約約款による。

(2) 主任技術者：建設業法、建設工事請負契約約款による他、1級建築施工管理技士又は

（監理技術者）2級建築施工管理技士の資格を有し、又はそれと同等以上の資格を有していると認められる者で5年以上の実務経験のある者とする。また、受注者と雇用関係が入札執行日以前より3ヶ月以上雇用関係にある者とする。

※下請契約の請負代金の合計額が4,500万円（建築一式7,000万円）以上となる場合には、

特定建設業の許可が必要となるとともに主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。また、工事一件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事に設置される主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、監理技術者補佐を専任で配置するときは、この限りでない（建設業法第26条第3項・令第27条第1項）。

この条件を満たす主任（監理）技術者の配置が出来ない場合は事前に辞退届を提出すること。

- （3）専門技術者：設計図書を熟読でき、施工図の作成と工事の管理指導のできる者。
- （4）現場安全管理者：諸法規によること。
- （5）現場連絡事務員：1名

## 6. 各種表示板

現場内外の随所に次のような表示板を設けること。

- ・安全表示板 ・交通標示板 ・建設業許可表示板 ・建設労災保険等の掲示
- ・建設業退職共済制度適用事業所表示板 ・その他表示の義務付け及び指示のあるもの

## 7. 工事用看板

900×1800以上の白地合板製にゴシック体黒文字にて工事名称、工事期間等、必要事項を記入作成のうえ表示する。

## 8. 官公署への手続き

本工事に必要な官公署への各手続きは遅滞なく行うこと。

（労働保険・建設業退職金共済組合証紙購入・建設労災関係・賠償責任保険・騒音規制・道路使用、占有許可申請・足場設置計画・事業行為通知等・その他必要な手続き）

## 9. 検査・引渡し

各種検査を受ける場合は、事前に検査（確認）願いを提出すること。なお、検査は現場代理人、主任技術者（監理技術者）立会のもとに行う。竣工引渡し時に鍵（3本）は鍵札（アクリル製）をつけて鍵箱に整理し、目録をつけて引渡す。完成図書は、下記の書類を完備し完成時に提出する。

※竣工図面（白図製本A1版1部、縮図製本A3版3部、電子データ1部）

※試験成績表 ※保証書 ※品質証明書 ※官庁検査済書 ※測定表 ※その他

## 10. 設計図補足及び訂正

設計図に朱書き、朱線による表示のある部分は朱のとおりとする。

## 11. 履行保証

履行保証説明書のとおり契約保証を締結し、速やかに契約を締結できるように準備すること。

## 12. 構内施設等の使用について

電気、水道等の構内施設は工事用として使用できない。

## 13. 提出書類・図書(成果品)

別添一覧表参照

## 14. 災害保険等

受注者は、工事期間中目的物を災害保険等に付さなければならない。また、保険契約を締結したときは、証券の写しを遅滞なく監督員に提出する。

また、工事期間中は、敷地周辺における交通安全の確保と工事車両による事故防止に努め、かつ作業場内外を問わず工事実施に伴う災害、危険、火災、公害の防止に努めること。

## 15. 工事カルテの作成・登録

工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受け、次に示す期間内に登録機関への登録申請を行うものとする。ただし、期間には土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日等は含まない。

(1). 工事受注時 : 契約締結後10日以内

(2). 登録内容の変更時 : 変更契約締結後10日以内

(3). 工事完成時 : 工事完成後10日以内

なお、変更登録は、契約内容(工期、請負金額)、配置技術者に変更が生じた場合に行うものとする。

登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。ただし、変更時と工事完成後の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。

## 16. 工事写真

工事写真の撮影及び整理は営繕工事写真撮影要領(令和3年3月 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。

## 17. 施設利用者・施設従業員・近隣地域への配慮

工事中に発生する騒音や振動等の影響が心配されるため、騒音や振動等の発生が予想される工事及び近隣住民の生活に支障をきたす恐れがある工事については十分な打合せを行い、事前に周知する等の配慮した施工を行うこととする。

## 18. その他

1. 本工事の一部を下請に付する場合には、市(県)内業者の中から優先して選定するよう努めるものとする。
2. スクラップについては、鉄屑、アルミ屑を控除しており、積込運搬を計上している。
3. コンクリート及びアスファルト等の特定制建設資材は、リサイクル法に基づき処理すること。
4. アスベスト含有建材(仕上表参照)を含んでいるため、その除去・収集積込及び運搬について

は、『石綿含有廃棄物等処理マニュアル』（環境省ホームページ）を遵守すること。

アスベストの除去作業については除去対象物を湿潤化しながら真空掃除機付きグラインダーを使用する等して、粉じんの飛散のないように努めること。安全対策として、作業場外への粉じんの流出を防ぐため、出入り口にはデジタル粉じん計を設置して連続監視し、多量の粉じんが発生した際には粉じん発生の原因が解消されるまで作業を中断すること。作業中・作業後の環境測定も実施すること。

上記内容の費用については全て本工事費に計上している。

※契約後は、アスベスト含有箇所等について、事前調査を速やかに行い、結果を発注者に説明し、沖縄県に報告すること。また、下請け業者へも説明し、作業場に掲示すること。作業計画を策定後、法令に基づき除去作業を行うこと。なお、作業計画にあたっては、台風等の災害があった場合の施工計画を綿密に立てること。

5. 電気設備の機器については、PCBが含まれている可能性がある為、調査を行い適切に処分すること。
6. 機械設備の機器については、フロンガスが含まれている可能性がある為、調査を行い適切に処分すること。
7. 本工事で発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日土技第1257号）」に基づき適正に処理すること。
8. 工事期間中は交通誘導員1名を常駐させること。
9. 運搬距離については、各社が予定している処分場までの距離とすること。なお、処分場については、出来る限り近隣から選定すること。
10. 特記なき事項は協議するものとする。

## 19. 適用

以上本特記仕様書、添付の標準仕様書に掲げる全ての事項は本工事とし、それらに要する費用、維持管理費、諸経費は全て請負金額の範囲とする。

## 【補足】

### ※入札に関しての注意事項

1. 入札参加前に配置予定技術者届の提出が必要です。本届けを提出しない場合入札に参加できません。別添の配置予定技術者届注意事項を確認し提出して下さい。

提出期限：令和6年10月30日（水） 昼12時まで（FAXでも可）

FAXで送信された場合、原本は入札当日に提出して下さい。

なお、複数の工事の指名を受けている場合は、配置予定技術者の重複は可能です。仮に同日又は同時期に複数落札した場合は、契約時に別の技術者（有資格者で3ヶ月以上の雇用がある事。）を配置することになります。ただし、複数の工事を落札したことにより、契約時に技術者が配置出来なくなり契約辞退となった場合は、ペナルティーが課せられます。

2. 最低制限価格を下回る金額による入札があった場合は、失格となります。
3. 入札参加者は入札金額の積算根拠となる押印及び記名を行った内訳書の提出が必要です。内訳書を提出しない場合は、当該入札には参加できません。又、提出された内訳書について説明を求める

ことがあります。内訳書が別添の「入札金額の積算根拠となった内訳書の取扱いについて」の各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得規程第7条第8号に該当する入札として、原則として当該内訳書提出業者の入札を無効とします。

4. 入札は原則3回です。  
用意して頂く入札書の枚数にはご注意ください。

5. 別添の「多良間村契約規則」、「多良間村競争契約入札心得規程」、  
「建設工事請負契約約款」、について充分熟知して入札に参加してください。